同　坂下　翔哉
山口地方裁判所判事補に補する
同　吉村　俊昭
岡山地方裁判所判事補に補する（各通）
同　加藤　大智
同　高橋　聡
福岡地方裁判所判事補に補する（各通）
同　有水　志帆
佐賀地方裁判所判事補に補する
同　井上　裕貴
長崎地方裁判所判事補に補する
同　北平　将
大分地方裁判所判事補に補する
同　溝口　淳弥
熊本地方裁判所判事補に補する
同　小泉　直樹
鹿児島地方裁判所判事補に補する（各通）
同　寺島　大貴
宮崎地方裁判所判事補に補する（各通）
同　水田菜々実
仙台地方裁判所判事補に補する（各通）
薄井　孝
黒岩美千華
山形地方裁判所判事補に補する
柏田　芳樹
青森地方裁判所判事補に補する
同　河村　龍
札幌地方裁判所判事補に補する（各通）
竹内　柊湖
旭川地方裁判所判事補に補する
高橋かれん
徳島地方裁判所判事補に補する
大西　裕紀
高知地方裁判所判事補に補する
同　兵多　俊輝
松山地方裁判所判事補に補する（各通）（以上四月二十四日）

○定年退官

判事西川知一郎は四月二十一日限り定年退官

皇室事項

大綬章等勲章親授式

五月九日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、大鳥理森及び**菅直人**に桐花大綬章を、江崎鐵磨、武藤勝彦、奥野信亮、荒井正吾、甘利明、金田勝年、櫻田義孝、松本純、中村**邦**晴、山口厚、山田啓二、長嶺安政、ソパラ・チア、トーマス・バッハ、ホルヘ・カルロス・ラミレス・マリン、ラデン・モハマド・マルティ・ムリアナ・ナタレガワ及びアンヒュー・ジョージ・ウイリアム・パーソンズに旭日大綬章を授与された。

御祝電

天皇陛下は、ナミビア大統領ネトゥンボ・ナンディ＝ンダイトワ閣下の大統領就任につき、五月八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和７年５月14日

農林水産大臣　江藤　拓

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　令和７年５月14日から令和７年６月３日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和７年５月14日

農林水産大臣　江藤　拓

1　東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　令和７年５月14日から令和７年６月３日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

2　江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　令和７年５月14日から令和７年６月３日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

3　様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　令和７年５月14日から令和７年６月３日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

登録講習機関を登録した件

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。

令和七年五月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　名称　株式会社GakkenLX
二　住所及び講習事務所の所在地　東京都品川区西五反田２―11―８　学研ビル
三　代表者の氏名　岩藤　匡史
四　登録の区分　一級建築士定期講習　二級建築士定期講習
五　役員の氏名　代表取締役　岩藤　匡史
取締役　小早川　仁
取締役　宮田　晃
取締役　土屋　徹
取締役　木島　麻子
監査役　吉村　大輔
六　登録年月日　令和七年四月九日
七　登録番号　一級建築士定期講習　第十二号
二級建築士定期講習　第十一号

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和七年五月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌